

# 合併処理浄化槽工事請負契約書

第1条 発注者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、飯能市合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関して対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 飯能市大字 \_\_\_\_\_  
工事の期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上で放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するところの、別に添付する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 \_\_\_\_\_円

支払方法 1 現金 2 その他（ \_\_\_\_\_ ）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 \_\_\_\_\_に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽メーカーが規定する施行上の基準に従って工事を行わなければならない。

第6条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第7条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第8条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第9条 乙は、飯能市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第10条 甲は、工事が本契約の規定又は第5条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指導を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代わる損害賠償を請求することができる。

第11条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後1年以内に行わなければならない。

第12条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく飯能市合併処理浄化槽設置補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第13条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催促その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第14条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 発注者 住所

氏名

㊟

乙 請負者 住所

氏名

㊟

浄化槽工事業者登録又は届出番号

埼玉県知事 (登 ) 第  
(届 )

号